

# 第3次北秋田市総合計画 策定方針と基本的な考え方

令和6年度  
北秋田市

# 1 策定目的と方針の趣旨

本市では、地方分権の推進により、地方公共団体の果す役割への期待と市民との協働に対する重要性が増すとともに、行財政運営の再構築が求められる状況であったことを踏まえ、平成 27 年度に今後の目指すべき将来像を「住民が主役の“もり”のまち」とし、「第 2 次北秋田市総合計画」を策定した。

地方版総合戦略においては、「第 2 期北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に第 2 次総合計画の重点プロジェクトとして位置づけ、人口減少の克服と地方創生に向けた取組の推進を図ってきた。

この間、本市を取り巻く情勢は、依然として急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大で、地域経済を支える産業への打撃や、地域コミュニティの弱体化等、地方の経済社会は大きな影響を受けた。他方では新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、時間や場所に捉われない働き方が可能となった。

国においては、令和 4 年 12 月にデジタル技術を地方の社会課題解決の鍵として「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が新たに策定された。

さらに、国では、令和 6 年 10 月に「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、12 月には「地方創生 2.0」の『基本的考え方』が示されたところであり、令和 7 年夏に今後 10 年間の集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとしている。

デジタル化の進展と新政権が打ち出す「地方創生 2.0」という新しい旗の下、市民の多様な幸せの実現やデジタルの力を活用して官民が連携を図りながら一体となって地域課題の解決や地方創生の取組を加速化・深化させていく必要がある。

このようなことから、令和 7（2025）年度で計画期間が終了する「第 2 次北秋田市総合計画」及び「第 2 期北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、これまでの成果の検証と課題を分析し、そして将来予測に基づき、本市が抱える社会課題の解決を図るため、本市の将来像を再構築し、その達成のために取り組む施策の体系と推進体制を明確にするため、令和 8 年度からスタートする「第 3 次北秋田市総合計画及び次期北秋田市総合戦略」を策定するものである。

# 2 計画の位置づけ

総合計画は、当市のまちづくりの根幹をなす最上位計画であり、地方自治体における市民と行政の共通の指針であることから、第 3 次総合計画についても、本市が目指す将来像を示す行政運営の指針とするとともに、分野別のまちづくりを進める上での最上位計画として位置づける。

また、少子高齢化やデジタル化などの喫緊の課題にも柔軟に対応していくことが求められることから、**第 3 次北秋田市総合計画に「北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した一体的な総合計画**として、基本構想及び基本計画を策定する。なお、策定にあたっては、「地方創生 2.0」の考え方及び基本構想と北秋田市人口ビジョンの現状分析や将来人口推計に関する最新統計を踏まえて策定を行うものとする。

# 3 計画策定における基本的な考え方

## (1) 基本的な考え方

第 3 次総合計画の策定にあたり、次の 5 つの事項を基本的な考え方として取り組む。

### ① 重要事項や優先事項が明確で、実現性・実効性を確保した計画の策定

現行の計画から引き継ぐものと新たに計画に盛り込むものを整理する中で、将来を見据えて、計画の策定段階から重要事項（少子高齢化と人口減少等の事項）として取り組むことや優先事項（医療、福祉、教育、防災等の社会生活の基盤となる事項）として取り組むことを明確化にし、将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画策定を行う。

### ② 地域課題や社会経済の変化に対応した計画の策定

本市を取り巻く環境や市民ニーズが大きく変化する中で、時代の潮流や社会経済、多様化する考え方などを考慮し、時代の変化に柔軟に対応した計画策定を行う。特に、DXの推進による行政サービスの向上、市民一人一人が「多様な幸せ（ウェルビーイング）」を実感できるまちづくりを念頭にいれ、計画策定を行う。

### ③ 市民参画と分かりやすい計画の策定

総合計画に対する理解を深めてもらうため、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、市民参画による計画策定を行う。また、計画の構成については、市民に分かりやすい体系とするとともに、市民の視点に立った表現で計画策定を行う。

### ④ PDCA サイクルによる効果的な進行管理が行える計画の策定

PDCA サイクルを活用した進行管理や施策の成果を明確に把握するための指標等を用いるなど、効果的かつ効果的な事業展開を図ることができる計画策定を行う。

### ⑤ 関連計画との関連性・整合性を図った計画の策定

特定の行政課題に対応するため、法令等に基づき策定された国、県等の上位計画や各分野の個別計画との関係性を明確にし、体系化するとともに整合性のある計画策定を行う。

---

## （2）配慮すべき観点

第3次総合計画の策定にあたり、次の3つの配慮すべき観点から取り組む。

### ① 現行計画（第2次北秋田市総合計画）の検証

現行計画の執行状況や成果指標に基づく目標値の達成状況、課題、問題点等を分析する。

### ② 将来における行政需要の想定

地域における将来予想される課題、変化の見通し、行政需要を可能な限り想定し、それに対応する施策及び事業を計画に取り入れる。

### ③ 情報の公開

広報きたあきたや、市HP等を活用し、計画策定における進捗状況について、適時公開する。

## 4 北秋田市人口ビジョン

人口ビジョンとは・・・人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。人口ビジョンは、地方版総合戦略を策定するにあたって、効果的な施策の企画立案に向けて重要な基礎と位置づけられている（内閣府地方創生推進室「地方人口ビジョンの策定のための手引き」より）。策定する際は、今後の人口変化が地域の将来に与える影響の分析や将来の方向等が提示されることが期待されている。

### （第3次総合計画の）北秋田市人口ビジョンについて

・「北秋田市人口ビジョン」は、北秋田市の将来の人口の推移を具体的な数値として表したものである。その分析結果を踏まえて、総合戦略を策定している。本市における人口の将来展望の設定にあたっては、国や県の動向に鑑みる必要があるため、国や県における人口の将来展望の考え方を整理し、次に、若い世代の結婚・出産・子育て等の動向、ニーズ等を踏まえて人口ビジョンの策定を行うこととする。

※「北秋田市人口ビジョン」は、平成27年10月に「第2期北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基礎として位置づけ策定した。策定時に設定した対象期間は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と同様の2060年までとしている。

## 5 北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略とは・・・「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市が抱える課題を解決し、人口減少問題の克服に向けた実効性のある施策をまとめ、「北秋田市人口ビジョン」で示した目標人口に向けた戦略的な取組を示すものである。

また、国及び県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法第10条に定められた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、第2次総合計画の中に「重点プロジェクト」として位置づけ、地方創生に向けた戦略的な取組との整合を図っている。

国の直近の動向・・・令和6年10月に「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置され地方創生の取組を振り返り、新たな方針である「地方創生2.0」を発出した。

なお、今後の動きとして「地方創生2.0」を基礎とし、国では令和7年夏に今後10年間で集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとしている。

「地方創生2.0」の基本的な考え方・・・今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。このため、

- 一極集中をさらに進めるような政策の見直し、
- 持てるポテンシャルがまだまだ眠っているそれぞれの地域の経済・社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出す政策の強化、
- 若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化、
- 都市と地方の新たな結びつき・人の往来を円滑化する政策の強化などに取り組む。

（内閣府「地方創生2.0の「基本的な考え方」」より抜粋）。

## (第3次総合計画の) 北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

- ・ 少子高齢化やデジタル化などの喫緊の課題や「地方創生2.0」の基本的な考えからにも柔軟に対応していくことが求められることから、「地方創生2.0」の基本構想の5本柱に基づき、次期総合戦略を策定する。また、策定する際は、第3次総合計画に「北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した一体的な総合計画とする。

### 【地方創生2.0の基本構想の5本柱】

- ① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ② 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
- ③ 付加価値創出型の新しい地方経済の創生
- ④ デジタル・新技術の徹底活用
- ⑤ 「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

## 6 計画の構成

第3次総合計画においても、現行の計画の3層構成を引き継ぎ、施策の方向性を階層に分けて位置付けることとする。市民に分かりやすく、かつ、将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」からなる三層により構成する。

### (1) 「基本構想」

本市の現状や今後の予測等を踏まえた、これからのまちづくりにおける基本的な考え方や本市が目指す将来像、基本目標などを示すもの。目指す将来像等の実現に向けた施策の大綱から構成する。

### (2) 「基本計画」

基本構想に沿って、総合的かつ体系的な施策内容を示すもの。なお、時代の変化に柔軟に対応できるよう、中間年次において計画を検証し、必要に応じて内容の見直しを行う。

### (3) 「実施計画」

本市の財政状況や緊急性などを勘案しながら、基本計画に沿って、今後3年間の事業内容を示すもの。毎年度の予算編成と事業執行にあたって、総合性と実効性を確保するための指針となるもの。

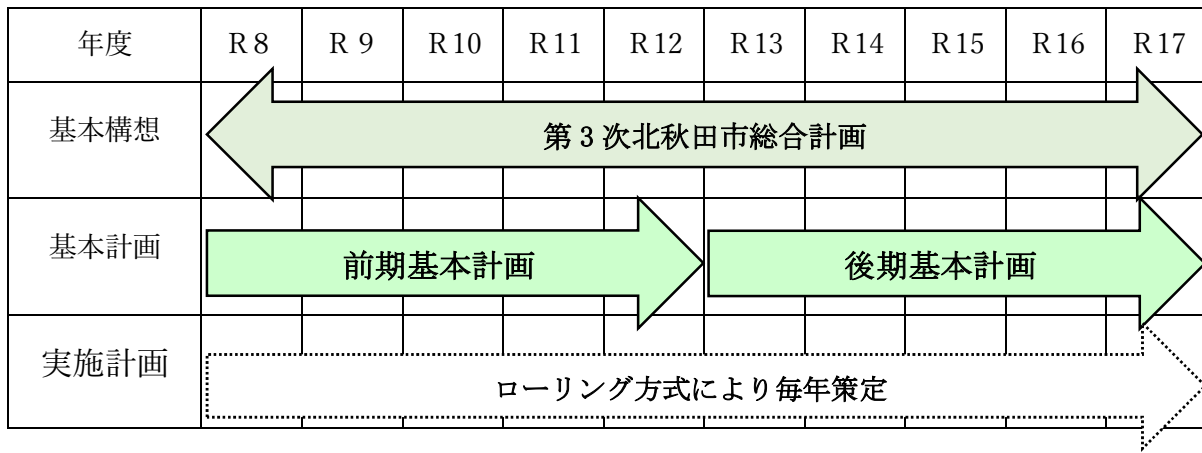
なお、実施計画は、基本構想、基本計画とは別途ローリング方式により毎年策定（見直し）をし、公表する。

## 7 計画期間

次期総合計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とする。

なお、「基本構想」は10カ年、「基本計画」は前期・後期に分けてそれぞれ5カ年、「実施計画」は3カ年（実質1年毎）の計画期間とする。

【計画図】



## 8 推進体制等

第3次総合計画の策定にあたり、庁内における検討組織である庁内体制と市民をはじめとする多様な主体の意見等を的確に反映するための外部体制を整え、市民参画及び職員参画のもと、計画づくりを行う。

### (1) 庁内体制

第3次総合計画の策定にあたり、全庁横断的な組織を設けて、庁内体制を整える。

また、策定への職員の参加意識が計画の実効性を高めるため、全職員参画を目指した策定体制のもとで、計画づくりを行う。

(想定される会議など)

- ・ 庁内策定委員会：部長級職員
- ・ 専門部会：課長級職員
- ・ 作業部会：係長級職員
- ・ 北秋田市職員各種業務等勉強研修会（職員研究会）等：若手職員

### (2) 庁外体制（市民参画）

(想定される会議や意見収集の機会など)

- ・ 策定審議会
- ・ 市民ワークショップ
- ・ 中学生ワークショップ
- ・ 市民アンケート
- ・ パブリックコメント
- ・ その他関係会議 等

### (3) 市議会

策定の進捗状況に合わせて市議会に報告又は説明を行い、意見等を求める

### (4) 策定業務にあたり事業者（コンサルタント）からの支援

策定にあたり、基礎調査をはじめとする各種調査、情報収集、計画策定手法など専門的知識及び技術を要するため、事業者（コンサルタント）に業務支援を行う。

【参考】業務支援事業者について

株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング（契約事業者）

株式会社 NTT データ経営研究所（共同企業体による業務支援）

## 9 策定スケジュール

第3次総合計画は、令和7（2025）年12月に基本構想を議案として提出するものとし、策定スケジュールは次のとおりとする。

### 【令和6年度】

令和6年	8月	事業者（コンサルタント）の選定・契約
	9月	基礎調査の整理等
	10月	市長、教育長へのインタビュー
	11月	市民アンケートの実施
	12月	策定審議会及び庁内策定委員会の設置
令和7年	2月	ワークショップの実施（市民向け2/1、中学生向け2/18） 第1回 策定審議会 及び 第1回 庁内策定委員会の開催 （内容：方針、体制、スケジュール等の報告）
	3月	人口ビジョン（素案）の作成及び基礎調査のとりまとめ 計画骨子案の内部検討

### 【令和7年度】

令和7年	5月	第2回 策定審議会 及び 第2回 庁内策定委員会の開催 （内容：骨子案作成、とりまとめ、意見の集約）
	8月	第3回 策定審議会 及び 第3回 庁内策定委員会の開催 （内容：素案作成、とりまとめ、意見の集約） 北秋田市議会 全員協議会（素案説明）
	10月	第4回 策定審議会 及び 第4回 庁内策定委員会の開催 （内容：最終案作成、とりまとめ、意見集約、計画最終調整）
	11月	計画最終調整 答申 第5回 庁内策定委員会の開催 （内容：答申内容の確認・計画最終調整）
	12月	議会（第3次総合計画 基本構想）上程
令和8年	3月	完成・公開

■令和6年度 年間スケジュール

年度	策定審議会	庁内策定委員会	事務局/コンサル	市民/議会等	
令和6年度	7		8月までを目途に事業者選 定・契約		
	8				
	9				
	10				
	11	審議会委員設置要綱、委員の募集・選定等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査（基本条件の整理、現計画の現況・課題整理）</li> <li>・人口推計作業</li> <li>・市民アンケートの実施</li> <li>・市長、教育長インタビュー</li> <li>・人口ビジョンの作成</li> <li>・計画骨子案の検討</li> <li>・中間報告書の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート</li> <li>・ワークショップ等（2回）</li> </ul>
	12				
	1	第1回審議会（方針・体制・スケジュール等）	第1回委員会（方針・体制・スケジュール等）		
	2				
	3				

■令和7年度 年間スケジュール

年度	策定審議会	庁内策定委員会	事務局/コンサル	市民/議会等	
令和7年度	4	第2回審議会（進捗状況と骨子案説明等）	第2回委員会（進捗状況、骨子案取りまとめ、作成）		
	5		庁内ヒアリング（具体的施策・KPI等の設定）等		
	6				
	7		第3回委員会（素案取りまとめ・作成）		
	8	第3回審議会（素案等説明）			全協説明（素案説明）
	9				
	10	第4回審議会（最終案説明）	第4回委員会（最終案取りまとめ・作成）		パブリックコメント
	11	答申	第5回委員会（答申内容の確認・計画最終調整）		
	12			校正・印刷（概要版・正式版）	12月議会（総合計画基本構想）上程
	1				
	2				
	3			完成・公開	

## 10 第3次北秋田市総合計画等策定審議会の役割について

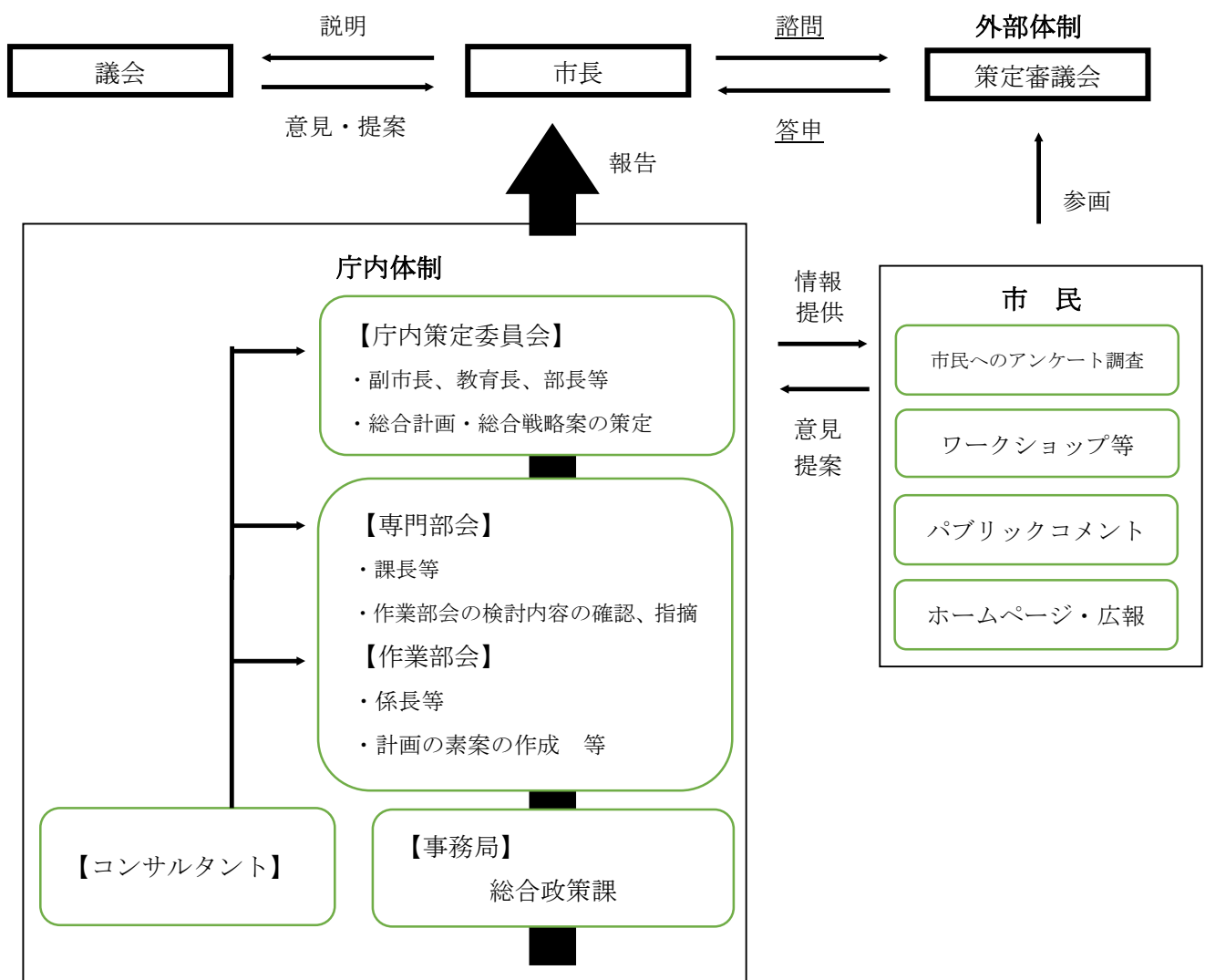
第3次北秋田市総合計画等策定審議会には、審議会の役割として、設置要綱には「市の行政を総合的かつ計画的に推進するために第3次北秋田市総合計画等の策定に関し必要な事項を調査及び審議する」と記載している。

■基本的に担う事務は次のとおりです。

- ・市の最上位計画である総合計画の策定にあたり、諮問を受けて審議を行い、その結果を「答申」する。
- ・総合計画の進行管理として、市の実施した施策や取組について、客観的、中立的な視点で提言する。
- ・具体的に、市（庁内策定委員会等）で作成した総合計画の「最終案」について、市民の立場や専門的な知見から調査、審議をして必要な提言を「答申」する。

○報酬等について：1回6,500円（別途、源泉徴収税が差し引かれます）、交通費（市規定）

【参考】総合計画・総合戦略策定体制図



【参考】（市ホームページ内）総合計画・総合戦略関係ページ

第2次北秋田市総合計画（基本構想・基本計画）※実施計画も含む

<https://www.city.kitaakita.akita.jp/archive/contents-6066>

北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び北秋田市人口ビジョン

<https://www.city.kitaakita.akita.jp/archive/contents-6067>

北秋田市総合戦略検証会議

<https://www.city.kitaakita.akita.jp/archive/contents-6568>

※第3次北秋田市総合計画に関するページについては、作成中で後日掲載予定です。

## 地方創生 2.0 の「基本的な考え方」について

北秋田市総務部総合政策課

令和 6（2024）年 12 月 24 日、国から地方創生 2.0 の「基本的な考え方」が示された。

この「基本的な考え方」を基に有識者会議（新しい地方経済・生活環境創生会議）や地方での意見聴取を実施し、令和 7（2025）年夏までに今後 10 年間で集中的に取り組む基本構想が取りまとめる予定である。

### 地方創生 2.0 起動の必要性

- 国の成長力を維持するため、都市も地方も楽しく、安心・安全に暮らせる社会が必要
- 特に、人口減が続く地方を守り、若者・女性に選ばれる「楽しい地方」が必要
- 地方創生 2.0 は、単なる地方の活性化策ではなく、経済政策・社会政策であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営み
- 次の 10 年を見据えた地方創生 2.0 を今こそ起動し、国を変革する流れを作り出す

### これまでの取組の反省

- 若者・女性からみて「いい仕事」「魅力的な職場」「楽しさ」などが不足、問題の根源にリーチできていなかったのではないか
- 人口減がもたらす影響・課題認識が十分に浸透しなかったのではないか
- 人口減を前提とした地域の担い手確保・生産性向上などへの対応が不十分だったのではないか
- 関係者の「意見を聞く」に留まり、「議論」に至らず、好事例が普遍化されない、地方が自ら主体的に行動する姿勢・国の制度面での後押しなどが不十分だったのではないか

### 地方創生をめぐる情勢の変化

- 地方にとって厳しさを増す変化として、急速な人口減・高齢化による労働供給制約、人手不足、賃金格差、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）などによる若者・女性の地方離れが進行
- 地方にとって追い風となる変化として、地方特有の食や景観・自然、文化・芸術等で地方を訪れるインバウンドの増加、リモートワーク普及、NFT、Web3.0 などのデジタル技術の急速発展

（令和 6 年 12 月 24 日「新しい地方経済・生活環境創生本部（第 2 回）」資料より抜粋）

基本構想の 5 本柱や基本構想へ盛り込まれると考えられる施策等は次のようになっている。

### 地方創生 2.0 ～基本構想の 5 本柱～

国は次の 5 本柱（①～⑤）に沿った政策体系を検討し、来年夏に今後 10 年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

## 国の役割

- 国は、国でなければできないこと、国として挑戦せねばならないことに取り組み、財政、人材、情報の各支援を充実させる
- 新地方創生交付金を当初予算ベースで倍増、地方の課題等を起点とする規制・制度改革を大胆に進める
  - ※ハード＋ソフト事業の一体的な事業として申請受付可能
  - ※地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう国も徹底的にサポート
- 省庁縦割を排し、各省連携での施策を「統合化・重点化」する

## 地方の役割

- 地方は、「産官学金労言」から成る地域のステークホルダーが知恵を出し合い、他の地域の好事例も学びつつ、地域自らが真剣に考え、行動を起こし、自主的・主体的に取り組む

### ① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点にした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持する
- 災害から地方を守るため、事前防災、危機管理に取り組む

### ② 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、交流人口の増加など、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する

### ③ 付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出する
- 内外から地方への投融資を促進する
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成する

### ④ デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

### ⑤ 「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

(令和6年12月24日「新しい地方経済・生活環境創生本部（第2回）」資料より抜粋)

参考URL：[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_chihouseisei/pdf/honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihouseisei/pdf/honbun.pdf)